

福島第二原子力発電所 1号（2, 3, 4号）発電用原子炉 廃止措置計画認可申請書について （本文八）

令和 2 年 11 月
東京電力ホールディングス株式会社

廃止措置計画認可申請書について（本文八）（1 / 2）

八 核燃料物質の管理及び譲渡し

1. 核燃料物質の存在場所ごとの種類及び数量（令和2年3月末時点）

(体)

	1号炉		2号炉		3号炉		4号炉		貯蔵体数	保管容量
	使用済燃料	新燃料	使用済燃料	新燃料	使用済燃料	新燃料	使用済燃料	新燃料		
1号炉原子炉建家内使用済燃料貯蔵設備	2,334	200	-	-	-	-	-	-	2,534	2,662
2号炉原子炉建屋内使用済燃料貯蔵設備	-	-	2,371	80	-	-	31	-	2,482	2,769
3号炉原子炉建屋内使用済燃料貯蔵設備	-	-	-	-	2,360	184	-	-	2,544	2,740
4号炉原子炉建屋内使用済燃料貯蔵設備	-	-	-	-	-	-	2,436	80	2,516	2,769

2. 核燃料物質の管理

【使用済燃料】

- 譲渡しまでの期間、各号炉原子炉建屋（家）内の使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する。
- 使用済燃料の取扱い及び貯蔵は、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設で行うとともに、安全確保のために必要な燃料取扱、臨界防止、冷却浄化等の機能及び性能を有する設備を維持管理する。
- 廃止措置に万全を期すため、将来廃止措置のために導入する予定の使用済燃料乾式貯蔵施設については、導入する前に廃止措置計画に反映し変更の認可を受ける。

【新燃料】

- 譲渡しまでの期間、各号炉原子炉建屋（家）内の使用済燃料貯蔵設備に貯蔵するか、又は各号炉原子炉建屋（家）内の新燃料貯蔵庫（施設）に貯蔵する。
- 新燃料の取扱い及び貯蔵においては、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設で行うとともに、安全確保のために必要な燃料取扱、臨界防止等の機能及び性能を有する設備を維持管理する。

廃止措置計画認可申請書について（本文八）（2 / 2）

3. 核燃料物質の譲渡し

【使用済燃料】

- 使用済燃料は、廃止措置終了までに再処理施設へ全量搬出し、再処理事業者に譲り渡す。

【新燃料】

- 新燃料は、原子炉本体等解体撤去期間の開始までに加工施設等へ全量搬出し、加工事業者等に譲り渡す。
- 使用済燃料貯蔵設備に貯蔵している新燃料は、加工施設等の受入基準を満足するように、必要に応じて気中で燃料棒の引抜き、除染及び燃料集合体形状への再組立を行う等の措置を講じる。その後、必要に応じて新燃料貯蔵庫（施設）に一時的に貯蔵し、譲り渡す。
- 除染作業に当たっては、燃料棒を安全に取り扱うために専用の作業台を使用し、燃料棒の変形及び損傷を防止するとともに、取り扱う数量を燃料集合体 1 体のみ、かつその 1 体分の燃料棒のみに限定し、臨界を防止する。
- 使用済燃料及び新燃料の譲渡しにおける取扱い及び運搬は、関係法令及び関係告示に基づき適切に実施するとともに、保安のために必要な措置を保安規定に定めて実施する。

